

医療法人社団一様会 佐用共立病院 (介護予防) 訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団一様会佐用共立病院（以下、「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理制度に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 病気やけが等により家庭において寝たきり又はそれに準ずる状態、若しくはかかりつけの医師から訪問リハビリテーションの必要を認めた者に対し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問して訪問リハビリテーションサービスを提供します。

2 訪問リハビリテーションは、健康保険法及び介護保健法の理念に基づき、心身の特性を踏まえて訪問リハビリテーション利用者の生活の質の確保を重視し、健康管理や日常生活動作の維持、回復を図ると共に在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを目的とする。

3 事業所では、利用者の有する能力に応じ訪問リハビリテーション計画または介護予防訪問リハビリテーション計画（以下、「訪問リハビリテーション計画」という。）に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、介護その他日常的に必要とされる医療を提供し在宅における日常生活の回復を目指す。

4 事業所は、訪問リハビリテーションの実施にあたって地域の保健・医療・福祉サービスを提供する関連機関、指定介護予防事業者等との密接な連携に勤め、その協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団一様会 佐用共立病院
- (2) 所在地 兵庫県佐用郡佐用町佐用 1111番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 従業者
従業者は次の通りとし、サービスの提供に当たる。
 - ア 医師 1名以上
医師は、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。
 - イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し必要なリハビリテーションの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日、8月14・15日を除く。
- (2) 営業時間 月～金曜日 8時30分～17時15分
土曜日 8時30分～12時30分

(利用料等)

第6条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けます。

- 2 前各項の費用の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。
- 3 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事

前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をいただきます。

4 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をいただきます。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、佐用町とする。ただし、必要があると判断される場合は、この限りではない。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) サービス計画の作成
- (2) 健康管理
- (3) 機能回復訓練
- (4) 日常生活動作の訓練及び支援
- (5) 認知・精神機能や高次脳機能に対する訓練
- (6) 言語訓練
- (7) 摂食・嚥下機能訓練
- (8) 介護相談（家族支援、福祉用具の導入、住宅改修アドバイスなどを含む）
- (9) その他医師の指示によるリハビリテーション

(訪問リハビリテーション計画等の作成)

第9条 従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画等を作成します。

- 2 訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。
- 3 事業者は、訪問リハビリテーション計画等を作成した際には、利用者又はその家族に対しその内容等について説明し、同意を得て交付します。
- 4 従業者は、それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画等に従ったサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理評価を行います。
- 5 居宅サービス計画等を作成している居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）から訪問リハビリテーション計画等の提供の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めます。

(事業の手順)

第10条 事業の手順は、次のとおりとする。

- (1) 利用の申し込み
- (2) 医師からの指示
- (3) 利用者の心身の状況等の把握（医療機関のリハビリテーション計画書の受け取り含む）
- (4) リハビリテーションカンファレンスの実施
- (5) 訪問リハビリテーション計画の作成
- (6) 利用者又はその家族への説明と同意
- (7) 訪問リハビリテーション計画に基づくりハビリテーションの実施
- (8) 関係機関への情報提供

(設備及び備品等)

第11条 事業所は、病院において、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えることとする。

(運営規程)

第12条 事業者は、各事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めることとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間
- (3) 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用料その他の費用の額
- (4) 通常の事業の実施地域
(当該事業所が通常時に指定訪問リハビリテーションを提供する地域をいう。)
- (5) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第13条 事業者は、利用者に対し、適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供することができるよう各事業所において、理学療法士等の勤務体制を定めることとする。
- 2 事業者は、各事業所において、当該事業所の理学療法士等によって指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供することとする。
- 3 事業者は、理学療法士等の資質向上のための研修の機会を確保することとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第14条 事業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、理学療法士等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ることとする。
- 2 事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合は、前項の規定による文章の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、前項の重要事項を電子情報処理組織（指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）と当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供できることとする。この場合において、当該事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得ることとする。
- 3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならないこととする。
- 4 第二項後段の同意を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の重要な事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第二項後段の同意をした場合は、この限りではない。
- 5 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(提供拒否の禁止)

- 第15条 事業者は、正当な理由なく、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を拒まないこととする。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供が困難と認められた場合は、この限りではない。

(サービス提供困難時の対応)

- 第16条 事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じることとする。

(受給資格等の確認)

- 第17条 事業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとする。
- 2 事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供するよう努めることとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第18条 事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意見を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うこととする。
- 2 事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行うこととする。

（心身の状況、病歴等の把握）

- 第19条 事業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めることとする。また、リハビリテーションを受けている医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

- 第20条 事業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることとする。
- 2 事業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることとする。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

- 第21条 事業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に際しては、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービス提供として受けすることが可能となる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他法定代理受領サービスの提供のために必要な援助を行うこととする。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

- 第22条 事業者は、居宅サービス計画（施行規則第64条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供することとする。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

- 第23条 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うこととする。

（身分を証する書類の携行）

- 第24条 事業者は、理学療法士等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを掲示すべき旨を指導することとする。

（サービスの提供の記録）

- 第25条 事業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した際には、当該指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定（介護予防）訪問リハビリテーションについて法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅介護サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載することとする。
- 2 事業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供することとする。

（利用料等の受領について）

- 第26条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した際に、利用者から利用料の一部として、当該指定（介護予防）訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費

用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た支払を受けることとする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定（介護予防）訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定（介護予防）訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにすることとする。
- 3 事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定（介護予防）訪問リハビリテーションを行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けられることとする。
- 4 事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ることとする。

（領収証について）

第27条 事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用のうち、その支払受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省で定めるところにより、領収証を交付することとする。

（保険給付の申請に必要となる証明書の交付）

第28条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定（介護予防）訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付することとする。

（指定（介護予防）訪問リハビリテーションの基本取扱方針）

第29条 指定（介護予防）訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、医師の診療に基づき、利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載したリハビリテーション計画を作成し、計画的に行わなければならない。

- 2 事業者は、提供する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常に改善を図ることとする。

（指定（介護予防）訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第30条 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの具体的な取扱いは、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによることとする。

- (1) 医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うとともに、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、指導又は説明を行うこと。
- (2) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供すること。
- (3) 利用者について、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従った指定（介護予防）訪問リハビリテーションの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。
- (4) 事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第30条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本しつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。また、この会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

（指定（介護予防）訪問リハビリテーション利用契約の終了）

第31条 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用契約が、利用者又はその家族の都合で終了となる場

- 合、利用者又はその家族に対し、事業所への事前の申し出を求めることとする。
- 2 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用契約が、事業所の都合で終了となる場合、利用者又はその家族に対し、事前に文書で通知することとする。
- 3 次の事由に該当した場合は、双方の通知がなくとも、自動的に指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用契約を終了することとする。
- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要支援・要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - (3) 利用者が亡くなった場合
- 4 次の事由に該当した場合は、利用者は文章で通知する事により、直ちに指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用契約を終了することができるとしている。
- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者又はその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (4) 事業者が破産した場合
- 5 次の事由に該当した場合は、事業者は文章で通知する事により、直ちに指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用契約を終了することができるとしている。
- (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが遅延し、利用料金の支払いを催告したにもかかわらず、支払われなかった場合
 - (2) 利用者が正当な理由なく指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用中止をしばしば繰り返した場合
 - (3) 利用者の入院若しくは病気等により長期にわたって指定（介護予防）訪問リハビリテーションが利用できない状態にあることが明らかになった場合
 - (4) 利用者又はその家族等が、事業者、事業所の従業者、又は他の利用者に対して、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

（利用者に関する区市町村への通知）

第32条 事業者は、利用者が正当な理由なく、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知することとする。

（衛生管理等）

- 第33条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこととする。
- 2 事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。
- 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所において感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が開催されているため、その結果について委員会出席者より情報を受け、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（掲示）

- 第34条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士等の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示することとする。
- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が閲覧できるようにすることで、掲示に代えることができるものとする。
- 3 事業所は、事業所の運営規程の概要等の重要な事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要な事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表するものとする。

（個人情報保護、秘密保持等）

- 第35条 利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医

療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。また事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととする。

- 2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じることとする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。
- 4 事業者は、利用者又はその家族から介護サービス提供状況の記録の閲覧や謄写の希望があった場合、記録の開示・謄写を行うこととする。また、この開示・謄写の際には必要な経費の実費を徴収することとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第36条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととする。

(苦情処理)

- 第37条 事業者は、利用者及びその家族からの指定（介護予防）訪問リハビリテーションに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他必要な措置を講じることとする。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録することとする。
 - 3 事業者は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定による区市町村が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告することとする。
 - 4 事業者は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の規程に関する調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告することとする。

(地域との連携)

第38条 事業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めることとする。

(緊急時の対応)

- 第39条 事業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供中に、利用者の病状の急変その他の緊急事態が発生場合は、必要に応じて臨時の応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 事業者は、前項の処置を行った場合は、速やかに管理者及び医師に報告することとする。
 - 3 事業所は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

(事故発生時の対応)

- 第40条 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じることとする。
- 2 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこととする。但し、事業者の責めに帰さない事由による場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第41条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者

を定めます。

2 定期的に、避難、救出その他必要な訓練を行います。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

(賠償責任)

第42条 事業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償することとする。

(合意裁判管轄について)

第43条 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、事業所の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとする。

(会計の区分)

第44条 事業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分することとする。

(記録の整備)

第45条 事業者は、事業所の従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備することとする。

2 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存することとする。

- (1) 訪問リハビリテーション計画
- (2) 提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (3) 区市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び処置についての記録

(虐待防止に関する事項)

第46条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等適正化推進のための措置)

第47条 事業所は、（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下（身体拘束等）という。）を行わない。

2 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(ハラスメント防止のための措置)

第48条 事業所は、適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第49条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他)

第50条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団一葉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成21年4月1日から施行します。

附 則

この変更規程は、令和2年7月1日から施行します。

附 則

この変更規程は、令和3年6月5日から施行します。

附 則

この変更規程は、令和4年4月1日から施行します。

附 則

この変更規程は、令和6年4月1日から施行します。